中　輪　所　組合事業造幣廠

職　鹽工組合員

大正十三年九月十八日

ヤウニセムトス

六、本協定ハ日休定時ニ一回ニテモ之ヲ実施セサル日ヲ生シタルトキハ其ノ翌日ヨリ之ヲ廃止ス

但シ病者ノ場合ハ此ノ限ニアラス

七、組合ハ一人ノ賃金ヲ高ク支払ヒタル場合ニ非サレハ工賃率ヲ変更セサルコト

但シ一日一工ヲ出ス為ニ特別ノ手当ヲ支払ヒタル場合ハ此ノ限ニアラス

八、本協定ハ大正十三年九月二十日ヨリ実施ス

但シ従来ノ手當ハ本協定ニ依リ増加シタル賃金ニ含マルルモノトス

財團法人協調會大阪支所

従来ノ手當協定書別紙添付ス